

グローバル・ワン不動産投資法人  
第12回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）

1. 投資主総会が開催された年月日

2023年12月14日

2. 決議事項の内容

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員として、内田 昭雄を選任する。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員として、山崎 弦を選任する。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員として、名取 勝也、森田 康裕の両名を選任する。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員として、勝田 裕子を選任する。

3. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	1,020,352	2,278	0	99.76	可決
第2号議案	992,928	29,702	0	97.08	可決
第3号議案	998,993	23,637	0	97.67	可決
第4号議案					
名取 勝也	950,280	72,350	0	92.91	可決
森田 康裕	935,957	86,673	0	91.51	可決
第5号議案	1,020,326	581	0	99.76	可決

(注1) 本投資主総会において行使することができる議決権の総数は1,022,826個になります。  
なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数(みなし賛成(注)による出席を含みます)1,022,826個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注2) 第1号議案は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

(注3) 第2号議案乃至第5号議案は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

4. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用(本投資主総会においては、第1号議案乃至第5号議案について適用されました。)によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第11条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約第11条(みなし賛成)(抜粋)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第81条の2第2項(投資口の併合)、第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以 上